



空き家リフォーム支援事業

亀山市外からの移住を目的に、市内の空き家のリフォームを実施する方に対し、リフォーム費用の補助を行います。

●対象者

- ・移住者（1年以上市外に居住していて、工事完了後1月以内に転入届を提出する者）
 ※対象空き家に現に居住している方、リフォームが終了した工事は対象外です。
 ※補助金交付後、その空き家に10年以上居住していただく必要があります。

●対象空き家

- ・新築から5年以上を経過した一戸建ての空き家（長屋・共同住宅を除く）

●対象工事

以下の条件をすべて満たすもの。

- ・居住用部分に対する工事 ※倉庫、車庫への工事は対象外です。
- ・補助金の交付申請年度内に完了する工事
- ・県内に本店、支店又は営業所を有する施工業者による工事

●対象とならない工事

- ・外構工事
- ・容易に取り外しができるものを設置する工事
- ・施工業者で調達しない設備機器等を設置する工事
- ・他の公的補助金、利子補給及び介護保険からの支給を受ける工事
 （亀山市の「木造住宅耐震補強等事業補助金」「伝統的建造物群保存地区保存事業補助金」「空き店舗等活用支援事業補助金」の支給を受ける工事を含む。）
- ・リフォームに要する費用の合計額が30万円未満である工事
- ・耐震基準を満たさない建物への工事 ※耐震補強工事の補助金をご利用ください。

●補助額

	空き家が「居住誘導区域内」	それ以外
子育て世帯 (市内業者が施工)	1 / 2 (50万円)	2 / 5 (40万円)
それ以外 (市内業者が施工)	2 / 5 (40万円)	1 / 3 (30万円)

※表内の数字：リフォームに要する費用に対する補助率（金額の上限）

※市外業者が施工した場合は、上表の金額の上限が**半額**になります。

※子育て世帯：補助対象世帯に中学生以下の子どもがいる世帯

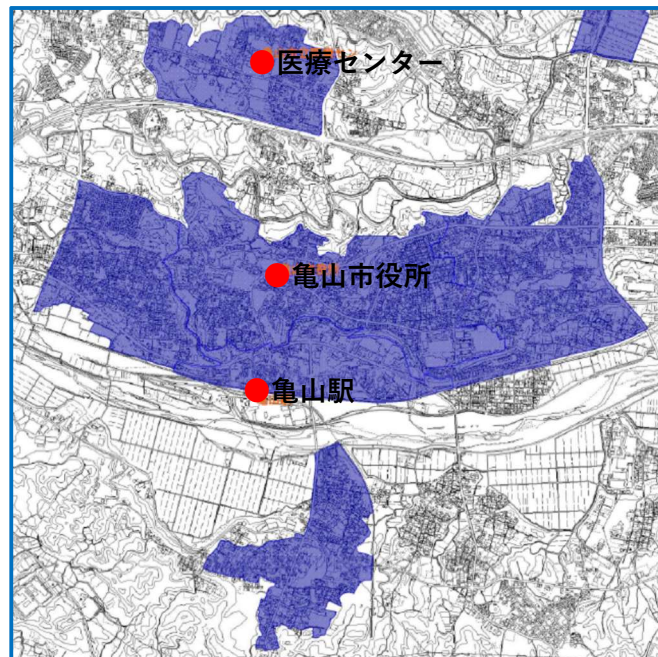
※居住誘導区域：区域内かどうかの確認をされたい方は窓口にお越しく下さい。

●居住誘導区域とは

- ・ 亀山市立地適正化計画に定める居住を誘導する区域（下の地図の青色部分）のことで、
※地名・地図は参考です。区域内かどうかの確認をされたい方は窓口にお越しく下さい。

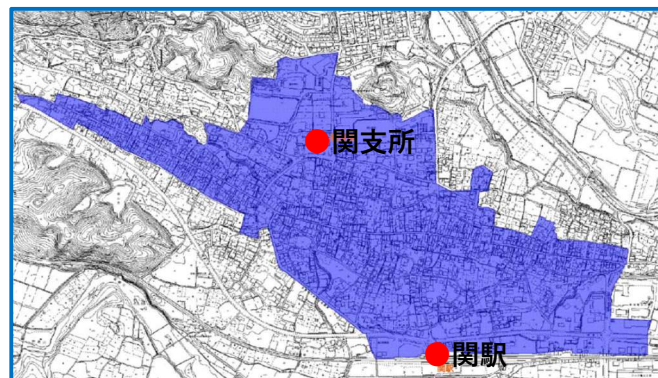
・ 亀山中央居住誘導区域

市ヶ坂町、西丸町、本丸町、
東丸町、西町、南崎町、北野町、
南野町、東町、渋倉町、高塚町、
本町二～四丁目の全部
野村一～四丁目、若山町、
中屋敷町、江ヶ室一～二丁目
東台町、北山町、北町、栄町
上野町、小下町、北鹿島町、
御幸町、東御幸町、本町一丁目
の各一部
天神一～四丁目、和賀町、
阿野田町の各一部
亀田町、羽若町の各一部



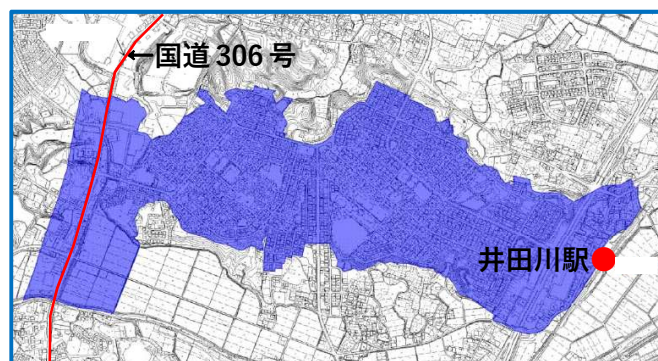
・ 関居住誘導区域

関町木崎、関町中町、関町新所、
関町泉ヶ丘の各一部



・ 井田川居住誘導区域

みどり町、みずほ台、井田川町
川合町、田村町、長明寺町、み
ずきが丘の各一部



お問い合わせ先：亀山市役所 建設部 建築住宅課 住まい推進グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

☎ 0595-84-5038 FAX 0595-82-9669

申請書式はこちら

